

みんなで守ろう(2026年度版)

白梅学園高等学校は、創立以来、生徒の自治活動を伝統としており、お互いを守るべき規則や注意についても生徒会執行部と代表委員会・生活委員会が中心となって、生活指導部との話し合いで作ってきました。この「みんなで守ろう」はその内容です。皆さんも白梅学園高等学校の一員として、これらの内容をよく理解し、よく話し合い、改良すべきものは改良しながら、しかし、決まったことは厳しく守ってください。そして自治活動という伝統をより良いものへと発展させてください。

I. 身なりに関する事項

(1) 制服について

1. 制服の着用期間は次のとおりとする。

冬制服…10月1日から5月31日まで

夏制服…6月1日から9月30日まで

2. 制服移行期間について

5月1日から6月14日まで、9月15日から10月31日までは制服移行期間とし、気温の変化に合わせ、各自の判断で冬制服、夏制服のどちらを着用してもよい。ただし、混用はしない。

3. 制服を以下の通りとする。

式典は「入学式・始業式・終業式・卒業式・修了式」を指す。

アイテム	時期	注記	式典
(1)ジャケット	冬服	左前襟にピンバッジを着用する。	着用する。
(2)ブラウス	通年	ボタンダウンを留める。冬服では第一ボタンを留める。	夏服は第一ボタンの開放可。
(3)ポロシャツ	夏服	第一ボタンの開放可。 裾の出し入れは個人の裁量に任せる。	着用不可。
(4)リボン・ネクタイ	冬服 夏服	冬服では着用する。 夏服では着用しない。	第一ボタンが隠れる位置で付ける。 (冬服)
(5)ソックス	通年	紺のハイソックス/ショートソックス	着用する。
(6)タイツ	冬服	80デニール以上の透け感のない黒色無地とする。(靴下との併用はできない。)	着用可。
(7)スカート	冬服	紺チェック	着用可

	夏服	ブルーチェック	
(8)スラックス	通年	ベルトを着用する場合は、指定のベルトとする。	着用可
(9)セーター	冬服 夏服	紺 白	着用不可
(10)指定コート	冬服	ダッフルコート Pコート	着用不可
(11)指定バッグ・リュック	通年	荷物が多い場合は私物のバッグの併用を可とする。	
(12)靴	通年	色・形状が同様であることを条件に、2足目以降は指定品以外の買い替えを可とする。	
(13)レインシューズ	適宜	悪天候の日は各自の判断で防水加工された靴を着用してよい。	

4. 制服は一切加工してはいけない。
5. 冬制服を着用する場合、登下校の際は必ずジャケットを着用すること。ただし、制服移行期間は、ジャケットを着用しなくてもよい。(セーターを上衣として登下校してもよい。)
6. オプションで購入した制服アイテム(スラックスを除く)は原則として式典では着用しない。(式典は入学式・始業式・終業式・卒業式・修了式を指す)
7. 合理的配慮(障害特性や困りごとを解消するための配慮)が必要な場合は、利用申請書(異装届)を担任に提出する。手続きを経て、許可を得た上で使用する。

(2) 頭髪について

- ・髪型は服装との調和を考え、本校生徒としての品位を保つこと。パーマ(髪の毛を巻く行為も含む)や脱色・染色等の地毛を加工する行為はしない。医療用を除き、ウィッグやエクステも使用しない。
- ・ヘアーアクセサリは、華美にならない範囲内で自由とする。
- ・ドライヤーやヘアーアイロン等を学校に持ち込んだり、使用したりしない。

(3) その他

- ・化粧(マニキュア・色付きリップクリーム・香水の使用の他、ピアス穴を開ける等の身体加工を含む)やそれに準じる行為(身体へのペイントやシールの貼付、カラーコンタクトレンズの使用など)はしない。
- ・ピアス、リング、ネックレス等のアクセサリは、身につけたり持参したりしてはい

けない。

・眉毛は自然な形に整えるにとどめる。まつ毛パーマ・エクステ等の加工はしない。

Ⅱ. 一般的注意事項

- (1) さくら連絡網は原則として8時15分までに送信する。欠席や遅刻の連絡で学校に電話するときは、8時以降とする。直接教員に連絡をしたい場合は、その旨を述べて、各教員室につないでもらう。
- (2) 身分証明書は常時携帯する。提示を求められたとき、直ちに提示できるようにする。
- (3) スクーターやオートバイ（電動キックボードを含む）の通学は禁止する。
- (4) 登下校に自転車を使用する場合はヘルメットを着用（「努力義務（2023年～）」）し、道路交通法を遵守して運転する。
- (5) スマートフォンを視聴したり、イヤホン等を使用したりして歩く行為は禁止する。
- (6) 不審者に遭遇した時は、身の安全を確保してから直ちに110番通報する。
- (7) 駅での待ち合わせ、学校帰りの不要な寄道はしない。
- (8) 出欠確認を行う10分前の8時20分までに必ずクラスに入り、静かに座って朝学習に取り組む。
- (9) 家庭から早退の願いが出されている場合、必ず担任の先生の確認を得る。
- (10) 多額の現金を所持しない。ICカードに高額のチャージをしない。
- (11) 体育や特別教室での授業、放課後のクラブ活動へ参加する時には、貴重品（財布・ICカード・スマートフォン等）をバッグに入れたまま教室を離れない。常に身につけるか、施錠したロッカーの中で管理する（上記の方法がとれない場合や紛失の際は教職員に申し出る）。
- (12) ロッカーは常に整理整頓する。扉表面への装飾はしない。
- (13) 学習に不必要なものは持参しない。
- (14) 器具・備品は大切に取扱い、故意に破損しない。不注意で破損したときは、担任または係の先生に申し出て指導を受ける。
- (15) 許可を得ない掲示はしない。掲示が必要な場合は生徒会執行部顧問から承認印を受け、許可を得た場所に期間を定めて掲示する。省資源の点からもチラシの配布はしない。
- (16) 許可のない私物のタブレットを校内で使用しない。
- (17) タブレットの充電は家庭で行う。校内のコンセントを無断で使用しない。
- (18) タブレットの制限を勝手に解除しない。（再設定費用の自己負担あり）
- (19) 食堂と購買の利用は、昼休みと放課後の営業時間内に限る。
- (20) 屋内外での歩きながらの飲食や、通学途中の駅や車両内での飲食はマナーに反するという自覚を持つ。
- (21) 10分休みの自動販売機の利用は、飲み物の購入に限定する。また、資源の分別回収に協力する。
- (22) 授業中の飲用を認める。ただし、水筒やペットボトルは机に置かずカバン等の中で管理

する。

- (23) 医療上の必要や教員が認めた場合を除いて、10分休みに間食はしない。
- (24) 保健室の使用は、健康相談活動・保健指導・応急措置の場合に限る。保健室での休養は50分以内を原則とする。安易な利用は控える。
- (25) 保健室を利用する際はなるべく教員の許可を得て、必ず厚生委員が付き添う。委員は直ちに「保健室来室者カード」を担当教員（担任または教科担当）に提出する。
- (26) 登校後に無断で校外に外出することはできない。「やむを得ぬ事情」と担任または顧問が認め、外出許可を受けた場合に限る。外出する際も、原則として制服着用ルールを守る。
- (27) 放課後に居残る場合は、担任または顧問の承諾を得る。下校の際は必ず電灯を消し、窓の戸締りを確認し、カーテンを開け、エアコンのスイッチを切って確認する。最終下校時間の18時を厳守する。
- (28) アルバイトは禁止する。やむを得ない事情でなければならぬ場合には保護者から学校に届出て許可を受けるものとする。

Ⅲ. 利用共通認識事項

(1) 「スマホ対策5か条」

- 1. 登校したら、皆で電源を切り、ロッカーにしまう。
- 2. 帰りのHRが終わるまで、スマホは出さない。
- 3. 「ながらスマホ」を皆で注意する。
- 4. SNSに人が傷つくようなことは、書かない、載せない。
- 5. 一人ひとりが意識し、自分の行動に責任を持つ。

(2) 「iPad利用4か条」

- 1. 学校生活に関係のあることに使おう。
- 2. 消音モードを徹底しよう。
- 3. 授業中は授業に関係のあることに使おう。
- 4. 板書は許可をとってから撮影しよう。

2026年4月1日改定